

平成28年熊本地震により被害を受けた事業者への資金繰り支援

事業の内容

事業目的・概要

- 平成28年熊本地震復旧等予備費により講じている対策の継続実施に必要な財務基盤を強化します。

①政策金融

- 平成28年熊本地震により被害を受けた中小企業・小規模事業者に対して、資金繰りの円滑化及び事業の復旧を支援するため、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫が「平成28年熊本地震特別貸付」を行います。

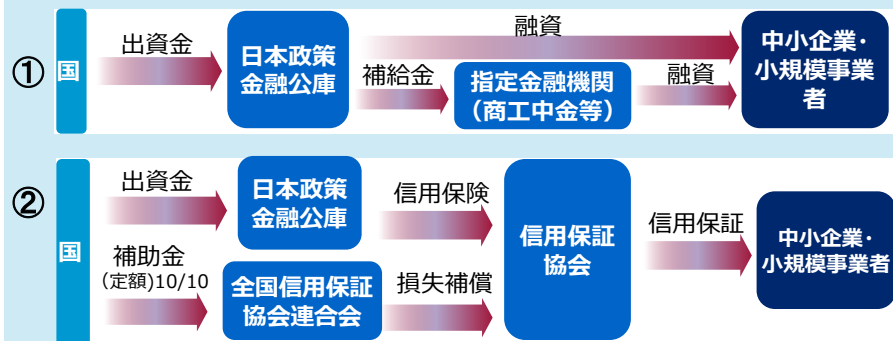
②信用保証

- 平成28年熊本地震により経営の安定に支障が生じている中小企業・小規模事業者に対して、資金繰りの円滑化及び事業の復旧を支援するため、信用保証協会が通常の限度額とは別枠で100%保証するセーフティネット保証4号を適用します。

成果目標

- 被災した中小企業・小規模事業者の資金繰りを支援し、早期の事業・経営の再建を図ります。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業概要、イメージ

①政策金融

- 地震により直接被害・間接被害（風評被害を含む）を受けた中小企業・小規模事業者（以下、中小企業）に対して、「平成28年熊本地震特別貸付」により、事業の復旧に必要な設備資金や運転資金を長期・低利で融資します。

当初3年間：基準金利（災害）-0.9%

-0.9%の限度額：公庫中小、商中 1億円
公庫国民 3千万円

※4年目以降及び上記限度額を超える分：基準金利(災害)-0.5%
(貸付限度額：公庫中小、商中 3億円(別枠)
公庫国民 6千万円(上乘せ))

①直接被害を受けた
熊本県内の中小企業

日本公庫
(中小・国民)
・商工中金

当初3年間：基準金利（災害）-0.5%

-0.5%の限度額：公庫中小・国民、商中 3千万円

※4年目以降及び上記限度額を超える分：基準金利(災害)-0.3%
(貸付限度額：公庫中小、商中 3億円(別枠)
公庫国民 6千万円(上乘せ))

②直接被害を受けた
熊本県内の企業(大企業を含む)と一定の直接取引があり、業況が悪化している中小企業

基準金利-0.3%

貸付限度額：公庫中小、商中 7.2億円(別枠)
公庫国民 4.8千万円(別枠)

③上記①②以外で、
今般の地震により、業況が悪化している中小企業(九州区域内の風評被害による影響を受けた中小企業を含む)

※基準金利(災害):中小事業1.21%、国民事業1.31%
基準金利:中小事業1.21%、国民事業1.71%(平成28年10月時点)

②信用保証

- 平成28年熊本地震に係るセーフティネット保証4号の指定地域（沖縄県を除く九州各県を対象に指定）の中小企業への資金繰り支援に万全を期します。

※対象者：指定地域内の業況が悪化している中小企業
(市町村が認定：直接被害、間接被害(風評被害含む)を受けた中小企業)

※保証条件

- ①対象資金：事業の復旧に必要な設備資金、運転資金
- ②保証割合：100%保証
- ③保証限度額（別枠）：無担保8,000万円、普通2億円
- ④保証人：原則第三者保証人は不要